

第七十二回国会 文教委員会

昭和四十九年四月三日(水曜日)  
午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 稲葉 修君

理事 堀崎 潤君

理事 松永 光君

理事 木島喜兵衛君

理事 小林 信一君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 田中 正巳君

理事 有田 喜一君

理事 床次 德二君

理事 羽生田 進君

理事 三塚 博君

理事 鳴崎 譲君

理事 山口 重武君

理事 有島 喬君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

内閣法制局第二部長 文部政務次官

文部大臣官房長 文部省大学学術局長

文部省大学学術木田 宏君

文部省大学学術藤波 孝生君

文部省大学学術井内慶次郎君

文部省大学学術木田 宏君

文部省大学学術石田 幸男君

文部省大学学術室長

文部省大学学術調査

文部省大学学術

委員の異動  
三月二十八日

補欠選任

上田 茂行君

田中 正巳君

三塚 博君

永木 英一君

高見 三郎君

小泉純一郎君

安里積千代君

同日

辞任

大西 正男君

三塚 博君

橋橋 進君

上田 茂行君

安里積千代君

佐々木良作君

島村 一郎君

上田 茂行君

田中 正巳君

佐々木良作君

補欠選任

三塚 博君

橋橋 進君

上田 茂行君

安里積千代君

佐々木良作君

島村 一郎君

上田 茂行君

田中 正巳君

佐々木良作君

同(田中美智子君紹介)(第三二一八四号)  
同(堂森芳夫君紹介)(第三二一八五号)  
同(馬場昇君紹介)(第三二一八六号)  
同(林百郎君紹介)(第三二一八七号)  
同(正森成二君紹介)(第三二一八八号)  
同外二件(稻葉誠一君紹介)(第三二一六七号)  
同(小林信一君紹介)(第三二一六八号)  
同(田中美智子君紹介)(第三二一六九号)  
同外一件(中村茂君紹介)(第三二一六号)  
同(林百郎君紹介)(第三二二七一號)  
同外一件(長谷川正三君紹介)(第三二二七二號)  
同(不破哲三君紹介)(第三二二七三號)  
同外一件(小濱新次君紹介)(第三二二七二號)  
同(小川省吾君紹介)(第三二二八〇號)  
同(加藤清二君紹介)(第三二二八一號)  
同外三件(小濱新次君紹介)(第三二二八二號)  
同(松本忠助君紹介)(第三二二八三號)  
同(松本善明君紹介)(第三二二八四號)  
私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願  
(木村俊夫君紹介)(第三二二九號)  
義務教育費の完全無償化等に関する請願(金子  
満広君紹介)(第三二二六六號)  
山梨学院の正常化に関する請願(小林信一君紹  
介)(第三二二七四號)  
同(金丸徳重君紹介)(第三二二五五號)  
ろう学校の校名変更に関する請願外十三件(上  
村千一郎君紹介)(第三二二五五號)  
私立幼稚園教育振興に関する請願(渡辺美智雄  
君紹介)(第三二二六六號)  
奈良市史跡大安寺旧境内地の管理計画策定等に  
関する請願外十七件(前田正男君紹介)(第三二二六六號)

八七号  
同外三件(八木一男君紹介)(第三二二八八號)  
は本委員会に付託された。  
本日の会議に付した案件  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣  
提出第二三三号)

○稻葉委員長 これより会議を開きます。  
國立学校設置法の一部を改正する法律案を議題  
といたします。  
質疑の申し出がありますので、これを許します。  
○有島委員 この前の質疑のときには大臣がおいでになつていた夕方の質疑でござりますけれども、途中で切れてしまつたので、つなぎます。  
看護婦の問題に入らうと思つていたところだったのですがござりますけれども、国立大学の附属病院のベッドの数が二万一千四百七十六といわれています。このうちで看護婦が不足で稼働していないベッドはどのくらいあるのか。そこから入つてしまつたいたいと思います。

○木田政府委員 国立大学のベッドの稼働率は、現在のところ大体七三%前後でござります。  
○有島委員 そうすると、遊んでいるベッドの数は幾つですか。  
○木田政府委員 ベッドは、患者が常時入つたり入らなかつたりしておるわけでございまして、日によっていろいろな動き方が違うわけですがございます。

して、年間の平均稼働率という形でデータを出しておるわけですがございますが、その平均稼働率が大体七三%である、こういうふうに御説明したいと思います。

○有島委員 大臣、いま局長のお話ですと、ある

ベッドは全部動ける状態になつておるのだ。私が聞いたのは、看護婦が不足のために稼働できなくなつてゐるベッドはどのくらいかと伺つたのです。それで七三%といふようなことであつて、数を伺つたのによつとまたお答えが違つてきて、るようにも思うのですよ。看護婦がいないためにほんとうに休んでしまつて、そしてそのベッドを何年も使つておらない、部屋の中にベッドをずっと押し込んでしまつてほんとうに使つてない、そういうベッドのあることは大臣は御存じですか。**○奥野国務大臣** 看護婦さんの確保が非常に困難なものですから、病院によりましては一部の病室を開ざしてしまつてゐるというところもあるようございまます。しかし、看護婦さんの手当でができ次第、またそれを使うというようなことがあつたりしておりまして、看護婦さんの対策というものが病院運営の上で非常に大きなウエートを持つ

けでございます。看護婦は定員が大体一人万人でございまして、私どもその定員の確保はほぼつとめておりますから、年の初めと終わり、時期によつて看護婦の充足状況も前後いたしますけれども、ほぼ定員どおりの看護婦を配置して運営に当たつております次第でございます。

お話をございました。そのいろいろな事情を、看護婦の不足によつて稼働できない部分のベッドと、それからいままで患者が入つておつた、それが退院した、次の患者はまだ来ない、だから待機中のベッドとはいま別に考えて掌握していらつしやるのかどうか。私は、看護婦不足によつて使えないで何年も放棄しておる、そういうベッドの数がどのくらいあるかということを掌握していらっしゃるか、掌握していらっしゃるならばその数は幾つか、そういうことを伺つておるわけなんです。

は、看護婦というのはかなり大きな要因をなしておるとは考えますが、看護婦さんが足らないために動かないとだけ御説明できるものがどれくらいだ、こういうことはなかなか言いにくい面がございまして、私ども、看護婦の充足につきまして毎年定員の拡充についておりますが、全体として

国立大学病院のベッドの稼働率という形でこの変動を見、各大学からの個別の看護婦の増員要求につきましては、できるだけそれを大事に考えて予算化していくという措置はとっておりますけれども、お尋ねに対しまして端的に看護婦が足りないためにこれだけ稼働していないという御説明は

ちょっととしにくい状態にござります。  
○有島委員 文部省ではそういうたふうには掌握  
していらっしゃらないということですね。これは  
病院に行って聞きますと、ぼくは病院の名前は言  
いませんけれども、七百六十床ほどある。このうち  
の九十二ですか、これはずっと何年も使ってい  
ない。ときどき使う部分というものが四十くらいあ  
る。それもこれはめったに使わないのだ。よほど

こんでこないと使わないのだ。確かにおっしゃつたように、稼働しておるのは七十数名はその病院でもあるようです。それが病院に行って聞いてみ

時これが六割台に落ちたことがござりますが、最近また七割台にやや高まつてきつあり、それで稼働率が七三%前後になつております。その間、病床数もふえましたが、看護婦の数も、たとえば昭和三十八年を一〇〇といたしますと、一七三というふうにふえてきておるのでござります。したがつて、看護婦名二千の看護婦よ、十年前と

かしまして、看護婦第三大ものが病院費は、十年前と比べますと、十年前の約八割というふうに実は減ってきております。減ってきておりますが、なつかつ御指摘のように、重症患者その他のことも

ございまして、看護体制が十分でないために病床数がうまく回転しないという事情があることは私も承知をいたしております。そのため、毎年看護員の拡充につきましては相当努力をいたしまりまして、昭和四十四年度

からは、いわゆる二・八要員の確保として千八百五十一人の増員も行なつてしまひました。来年度も、看護婦の増につきましては、国立学校の定員の中でもなり力を加えておるつもりでございまし

て、今後ともこうした、いま大臣もお答え申し上げましたような実態に対処すべく、看護要員の整備には力を加えてまいりたい、こう考えておりま

○有島委員 それで、お調べいただいて、数を御報告いただけますか。そのことをいま聞いているわけです。

○木田政府委員 調査をいたしまして、明確になりました時点での御報告を申し上げます。

○有島委員 看護婦の充足ということについて、先ほどお話をあつたよろこ、定数一万人に對

して九千九百人、これはほぼ充足しているような状態でございますね。にもかかわらず、こういう実態。こういう実態がいま数字になつて出てこな

しから勇気でござりますけれども、大學部長のお話によれば、十年前は九〇%だった、それから五年前は六〇%に落ちた、そしてまた、いま七〇%に上がっているというようなことでござりますけ

れども、どうしてこんなふうになつたのか、この理由ですね。これは、五年前から比べれば七〇%

に上がったのは、やはり大学病院にどうしても入  
れてくれという患者が詰めかけているという事情  
があるわけなんですね。看護婦さんが正常に働きき  
出せばほんとうはいいのだけれども、というようなな  
認識ではないと思うのですね。そのことは、まだ大  
学局長は詳しく述べおっしゃっていませんでしたたけ  
れども、そういうふたお含みもあるうかと思うので  
すね。それで、大学病院の看護婦とそれから國立  
病院の一般の看護婦とそれから町の看護婦さん  
と、これは基本的な違いはどこにあるかといふこと  
について何か認識を持つていらっしゃるかどうか  
かです。

いう、これはみんな入りまじつて行なわれておりますから、ほかの病院にはないさまざまな雑用がそこにみんなしわ寄せしてこられちゃう。いまそういう実態があるようでござりますね。そうなると、いまのは正規の看護婦もということですございましたけれども、待遇について、やはり何かそこに教育、研究を手伝っているそりいった手当というようなものを将来お考えにならなければならぬのじやないかと私は感じてきたわけなんですねけれども、大臣、お考えはいかがでしようか。

○**奥野国務大臣** 看護婦さんの処遇の問題も大きな問題でございまして、私のほうも人事院にそういう希望を申し上げておりましたし、また人事院

に呼ばれて流出するということはいいかどうかがかりませんけれども、むしろ海外のほうに行かれることもあるということも起こつておる。こういったことからいまの医学教育の中では非常に危機感を持って語らわれているわけですね。新しい医科大学がつくられなければならない、お医者さんの数をふやさなければならぬ、そいつた要請の中にあって、目先の数年間はこうやってどんどん大学をつくつていけば確かにお医者さんはしていく。ただども、教員の水増しでない、量的にも質的にもほんとうの充足をしていくためには、この基礎医学と臨床医学に対してのバランスをどのようにしていったらよろしいか、大臣の御見解を承りたい。

うことがありますね、基礎教育の中にそれから専門分野に入ってしまったときに非常に応用がきかないけれども、のきくよう分野と、応用がきかないけれども、わりあいと理論的に、純理論的に深めて進めていかなければならぬ、そういう意味の基礎と二つあるわけですね。いま大臣がおっしゃつたのはどちらかといえば前に言つたほうの一般基礎に片寄つたお話ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。もう一ぺん確かであります。

て、他の一般病院よりは重症の患者がたくさん入ってくる、そういう特色が一つござります。また同時に、単なる診療だけでなく、研究並びに教育ということに重要な役割りを負つておる病院である。その意味で、他の一般の市民病院その他の方とは違うというふうに考えております。そういう意味合いから、私どもも、国立大学の大病院には一般的の病院とは違いまして、正規の看護婦資格を持つた者をかなり高率に充当するというような配慮も加え、また重疾患者のための看護定数の増などにも努力をしておるところでござい

のほうでも勧告をいたいたわけでございます。勧告をいたいたところでござりますので、処遇の問題につきましては、今後さらにその推移に応じて検討していくたい、こう思つておるわけでございます。

いま御指摘の問題につきましては、医療技術の高度化等ということで申し上げたわけでございますけれども、それに対応できますように、看護婦さんの定数の問題について私は新たなる観点から配慮を加えるべきじゃないだろうか、こういう気持ちを持つておるわけでございまして、そういう立場で善処していきたい、こうお答えをさせてい

○奥野国務大臣 御指摘のよろに、最近医科大学がかなり数多く設立されました関係で、基礎医学の先生方が不足があつたといわれておるわけでございます。また現実に基盤医学の関係者の学部別出身を見ておきますと、助手の辺になりますと、医学部じゃなくて他の学部の出身者の比重がかなり増してきておるようでござります。臨床の関係でござりますと、予備軍といいましても、そういうものが非常に膨大だ。基礎医学ということになると、予備軍はそれほどない。そういうところからいまのような傾向を示しておると思うわけでございます。しかし反面、また学部によりますと、予備軍はそれほどない。そういうところからいまのような傾向を示しておると思うわけでございます。

○有島委員 大臣、お聞きのように、私もいま学局長がおっしゃったような認識を持つてゐるわけですがけれども、大学でもそのように言つておるようです。研究と教育と診療という三つの問題をかかえている大学病院でござりますね。そこにはまた特別むずかしいような病人がかつき込まれることがある。そうすると、看護婦さんは、看護だけをへていればいいみたいなだけれども、そこにはいる大学病院のいわゆる先生、教授、助教授の方々が臨床にいらっしゃる。その助手をしている人あるいは学生である人、そういう人の雑用まで、雑用といっても、これはたばこを買ってこいという雑用じゃないわけなんですね。診療といふことからはじょっととれて、やはり研究と教育と

○ 有島委員 次の問題にいきます。  
基礎医学と臨床医学のバランスの問題です。  
基礎医学が、この間一番最初に御質問したとき  
にも、教員不足が目立つておる。その補充がなか  
なかつきにくい状態にある、そのことをこの前数  
をあげてお話をありました。それで、その基礎医  
学がおくれているということは一体どういうこと  
になるのかというと、臨床医学の先生は確かに一  
種の学問に裏づけされた技術として育っていく。  
今度は先生を育てるような先生というものがいま  
だんだんなくなつておる、なくなりつつある。そ  
ういった面でもって非常にじみであり、それから  
収入も少ないというような状態の人たちが、海外

ましては、オーバートクターの問題がかなりやましい問題にもなってきておるわけでござりますので、今後国立の医大、医学部を増設していくべきます場合に、基礎医学の先生が得られないからといふほどのこともないじやないだらうか。いたしましても教授陣容が整わなければ、国立といえども大学あるいは大学の医学部を発足させませんので、それは十分にうみ合いながら設置の仕事を進めていきたい、かように考へておるところでございます。

○有島委員 大臣、ちよつとおことばの不足があるいは御認識不足か、ぼくはちよつと判定がつかないのでござりますけれども、基礎という場合に、たとえばこれは医学を離れても基礎教育とい

もして、それで、ついでに、それがからく度をもつて、それが、理論薬理みたいなものですが、実験薬理みたいなもので、長いことかかって、そのことを、十年なり十五年なり研究して開拓していくかなわけにはならないような薬理学の分野というものが、あるわけですね。むしろ研究のはうに非常に重きを置いているというような方面があるのですね。そしたら、薬理の中にも基礎薬理と応用薬理といふふうなものがまた含まれてくる。いま私が心配しているのが、また含まられてくる。だから医学部を設置しなければならない、お医さんをつくらなければならぬということに、庄寄つて、そうして確かに基礎医学は学校で教えておりますのは、目前に医師の不足がある、そなたは理学部、あるいは場合によっては

工学部その他の学部からも人を連れてきてやることは可能です。そういうことは別に、今度は医学の分野の中ではんとうに基礎的なことをこつこつと長い間やつしていくというような、そういった意味の基礎医学ですね、そういう面がおくれていく。そうすると、目先にはお医者さんはふえていくけれども、それは植物で申しますと、大臣、確かに肥やしをやれば、実はどんどんなっていくけれども、土に根を深く張つていくほうが少しおくれておる。そういう何か奇形な状態、これはほんとうに十年先、二十年先に取り返しおかないことになるのじやないかといわれるような状態がすでにもう数年前からきざしておる。そういうことが医学界ではいわれておるけれども、それに対しで、大臣、そういうことも御承知だらうと思うのですよ、どういう御認識を持っていらっしゃるか、そういうことを聞いているのです。

○奥野国務大臣 基礎の先生が不足している、こういう場合には医学部の中の基礎講座と臨床講座——基礎講座の中には生理学、生化学、病理学、病理学、細菌学といったような式のものもあるわけでもございまして、そういうものにつきましては医学部の出身者でなくして、他学部の出身者がそういうことを受け持つということ也可能な場合がある、しながら、医学部の中の助手の陣容がいままでの医学部の出身者が非常に多かつたけれども、最近は他の学部の出身者が若干ふえてきている、そういうところにも基礎医学系の先生の不足の姿が見られるのですと、こういう意味で申し上げたわけでございます。

○有島委員 そういったような意味と、それからもう一つ、あまり目には見えないみたいだけれども、深刻な状況が起りつつあるということですね。そのことについての御認識のほうはいかがでございますか。

○奥野国務大臣 いずれにいたしましても基礎医学の先生が将来とも相当数必要でござりますので、それなりの対応を考えいかなければならぬと思います。いずれにいたしましても、大学院

の充実ということになつてくるのじやなかろうか、こう考えるわけでございます。反面、国立と

いえども医大、医学部をつくります場合には、ま

ず教授陣容が整えられるどうか、整えられないの

に発足させるということはございませんと、かよ

うに申し上げさせていただいておるわけでござい

ます。

○有島委員 どうも不十分な感じがするのですけれども……。この前大臣は浅学非才というようなことばをおっしゃつて、そしていろいろ教わつてやつていただきたいのだというようなことを言わされました。御謙遜のことだと思いますけれども、私はやはりみんなしろうで浅学非才のわけでございますが、基礎医学について御認識を、いま申し上げたことをもう少し深めていただきたい。これはお願いしたいのです。私もよくわかつちゃいないので、聞きかじりでございますけれども、大臣のいまのお答えの中からうかがえる御認識とい

うのは、ちょっとこれは問題だなと私は思いました。そんな御批判を申し上げて気をお悪くなさるかも知れないけれども。

○奥野国務大臣 その際に時間的な余裕が得られ

ますならば、喜んで出席したいと思います。

○有島委員 次の問題にいきます。

○木田政府委員 行なわれましたものは三回でございます。

○有島委員 文部省の方はどういう方がこれに出

席していらっしゃいますか。

○木田政府委員 文部省からはほとんどの場合課

長が必ず出席をいたしますし、また私も出席でき

る場合には出席するというふうにつとめておりま

す。

○有島委員 会議の内容はどんなよなことを

やつておりますか。

○木田政府委員 これは、国公私立の医科大学全般にわたります問題をそれぞれ広範に取り上げて、改善のための議論をしておる会議でございま

す。

○有島委員 大臣、実はこの国立大学の医学部長

が、こう考えるわけでございます。

それから病院長会議、これはいろいろな問題が提

出されておるわけです。そこで、その報告は

どういうふうに受けいらっしゃるか知らないけ

れども、医学というのは直接人の命を預かるところですよ。そこに文部省の課長が出ていて、課

長さんもたいへんな御見識をお持ちになり、権限

を持つて出ていらっしゃるに違いないと思ひます

けれども、そこでいろいろと出されている意見

が、その課長さんの御出席というところでもつて

とまつていていいのかどうか。大臣、一べんこ

の種の会議にお出になる御用意があるか。お出に

なったほうがいいんじやないか。そこで直接そ

こに出ている深刻な問題をじかにお聞きになり、そ

して次の御構想をそこにお持ちになるということ

をなさつたらいかがか。私はそれをぜひともおす

すめしたいと思うのですけれども、大臣、いかが

でしようか。

○奥野国務大臣 その際に時間的な余裕が得られ

ますならば、喜んで出席したいと思います。

○有島委員 次の問題にいきます。

○木田政府委員 最近、御案内のように船舶は大

型化をいたしまりますし、また高速でもござい

ます。また船舶の運航その他、自動化が進んでま

いました。したがいまして、船舶の運航、管理

について、従来より以上の高度の研究開発とい

うことが必要でござります。またこれに対応でき

るような人材の養成、再教育ということが必要に

なつてくるわけでござります。そのような海運界

の動向にかんがみまして、船員の養成を大事な目

的としております商船大学におきまして大学院修

士課程の研究科をつくりて要請にこたえたい、こ

ういうものでござります。

○有島委員 いまのお話で、大学院をつくってく

るにあさわしい資格というのが、人がおつても、

なかなかそれだけの業績と、それから練習力とい

りますか、研究指導力といいますか、教師が講座

○有島委員 どうも不十分な感じがするのですけれども……。この前大臣は浅学非才というようなことばをおっしゃつて、そしていろいろ教わつてやつていただきたいのだというようなことを言わされました。御謙遜のことだと思いますけれども、私はやはりみんなしろうで浅学非才のわけでございますが、基礎医学について御認識を、いま申し上げたことをもう少し深めていただきたい。これはお願いしたいのです。私もよくわかつちゃいないので、聞きかじりでございますけれども、大臣のいまのお答えの中からうかがえる御認識とい

うのは、ちょっとこれは問題だなと私は思いました。そんな御批判を申し上げて気をお悪くなさるかも知れないけれども。

○奥野国務大臣 その際に時間的な余裕が得られ

ますならば、喜んで出席したいと思います。

○有島委員 次の問題にいきます。

○木田政府委員 行なわれましたものは三回でござります。

○有島委員 文部省の方はどういう方がこれに出

席していらっしゃいますか。

○木田政府委員 文部省からはほとんどの場合課

長が必ず出席をいたしますし、また私も出席でき

る場合には出席するというふうにつとめておりま

す。

○有島委員 会議の内容はどんなよなことを

やつておりますか。

○木田政府委員 これは、国公私立の医科大学全

般にわたります問題をそれぞれ広範に取り上げて、改善のための議論をしておる会議でございま

す。

○有島委員 大臣、実はこの国立大学の医学部長

が、こう考えるわけでございます。

それから病院長会議、これはいろいろな問題が提

出されておるわけです。そこで、その報告は

どういうふうに受けいらっしゃるか知らないけ

れども、医学というのは直接人の命を預かるところですよ。そこに文部省の課長が出ていて、課

長さんもたいへんな御見識をお持ちになり、権限

を持つて出ていらっしゃるに違いないと思ひます

けれども、そこでいろいろと出されている意見

が、その課長さんの御出席というところでもつて

とまつていていいのかどうか。大臣、一べんこ

の種の会議にお出になる御用意があるか。お出に

なったほうがいいんじやないか。そこで直接そ

こに出ている深刻な問題をじかにお聞きになり、そ

して次の御構想をそこにお持ちになるということ

をなさつたらいかがか。私はそれをぜひともおす

すめしたいと思うのですけれども、大臣、いかが

でしようか。

○奥野国務大臣 その際に時間的な余裕が得られ

ますならば、喜んで出席したいと思います。

○有島委員 次の問題にいきます。

○木田政府委員 最近、御案内のように船舶は大

型化をいたしまりますし、また高速でもござい

ます。また船舶の運航その他、自動化が進んでま

いました。したがいまして、船舶の運航、管理

について、従来より以上の高度の研究開発とい

うことが必要でござります。またこれに対応でき

るような人材の養成、再教育ということが必要に

なつてくるわけでござります。そのような海運界

の動向にかんがみまして、船員の養成を大事な目

的としております商船大学におきまして大学院修

士課程の研究科をつくりて要請にこたえたい、こ

ういうものでござります。

○有島委員 いまのお話で、大学院をつくってく

るにあさわしい資格というのが、人がおつても、

なかなかそれだけの業績と、それから練習力とい

りますか、研究指導力といいますか、教師が講座



授もそこでもって研究を進める事ができるというような、さまざまな条件を全部満たすために、は、一つには卒業ということについて考え方直さなければならないのじやないか。四年間いなければ卒業できない、これはまあいいのですけれども、時間的なそういう制限よりもむしろ単位の累積加算ということをもつて基礎的にする、いままた言えばはそういうふうになつていてるけれども、それがまだ世間の常識化されていない。あるいは大学でもいまそのつもりになつてない。四年間いなければ出られる。四年間いなければ出られない。早く就職してやつてしまえばいいのだけれども、アルバイトなんかしながらがまんして待つておる。非常に非生産的なことが行なわれているじやないか。その単位の累積加算ということを徹底すれば、二年なら二年の間大学にて、そして就職して、就職しながら累積加算もできるし、あるいは何年かたつてまた大学へ戻つて資格を得ていくことができるというふうになさるべきではなかろうか。その提案が第一番でございました。

それから第二番は、単位の互換制に関する提案をしていたわけなんです。一つの学部にあつて、文学部なら文学部に行つたけれども、工学部の講義も聞きたい、それをそのままプログラムに沿つて担当の教授の指導のもとにそれを資格の中の単位の累積加算ができるようにしてあげる、これは学部と学部の間、あるいは今度は国立大学の、東大に入れるけれども横浜大学のあの講義の講義が聞きたい、そういう交換、それから今度は私立大学に、明治大学なら明治大学、中央大学なら中央大学に入ってしているけれども、東大のあの講義を聞いて、ないしは横浜大の講義を聞いて、それはやはり自分の学校の単位にしてもらえる、さらに広げて今度は外国の大学、その講義を聞いてやはり累積加算ができるようにする、そういう単位の互換制をなさいませということを四、五年前に提言いたしました。高見さんのときだったと思いますけれども、その単位の互換制ということについていけども、文部省としてもこれを踏み切るというお話をどう

ざいました。そういうことが基礎的にこれからの大  
学のあり方として大切な要点になると思つてい  
るのです。

今度広島大学のことについて、総合科学部の設  
置が、いま私が言つたような方向に合致しておる  
のかどうか、その辺のことをちょっと確かめてお  
きたかったのです。

という国立大学同士の例もすでに実行に移されておるのでござります。また私学にありましては、青山、上智、明治学院、東北学院、東洋大学、津田塾等の各大学の英文学専攻科の間におきまして単位の互換制度を認めるというようなことがすでに実行に移されておりますし、関西大学あるいは関西学院大学、同志社大学、立命館大学の各大学院間におきましても単位の互換制度を認めるというようなことが出ております。さらに外国の大学で取つた単位を国内の大学の履修単位として認め得るということにも制度を広げてござります。そういう関係から北海道大学はアメリカのポートランド州立大学と協定を結びまして単位の互換を考へる、東京大学はイギリスのエセックス大学と協定を結びまして単位の互換を考える、広島大学はアメリカのインディアナ州立大学と同様のことをする、私立にありますても、国際基督教大学がカリフォルニア大学と、上智大学がフィリピンのアテネオ・デ・マニラ大学と、早稲田大学はアメリカのアーラム・カレッジ等々と互換制度を実施して

○木田政府委員 設置基準の弾力化をかなりいたしてございますが、総合科学部を各学部の協力のもとに運用していくという、運用によりましては御指摘のようなことが可能となり得る次第でござります。

○有島委員 ゼひその方向に持っていくことがいまでの学生さん方の御要要求に沿うことではなからう

とになつておりますけれども現在どんな態様状況になつておられるか。約四十ばかりの国公私立の大學生でもつて、學則を改正して、単位の互換制度が実施できるように學内規約上ではなつておるといふうに私は報告いただいているわけでございますけれども、實際にはどういうふうになつておるだらうか、そのことを御説明いただきたい。

○**木田政府委員** 現在私どものところに参つておられますのは、そう多い数ではございません。しかし、たとえば北海道大学の経済学部と小樽商科大學の商業学部の間で必要な学生の希望する単位を若干単位相互に認め合うようにしようというような学部段階での話もすでにできておりますが、一般的には大学院レベルの話が多うございまして、たとえば東大の工学系の研究科と東京工業大学の理工学の研究科との間でお互いに学生の希望する單位の互換を考える、あるいは京都大学の工学研究科と大阪大学の工学研究科あるいは大阪大学の基礎工学研究科との間で大学院单位の互換を認める

○有島委員 実施できるようになったというどうど  
は伺つておるのですけれども、実施の状況はいか  
がですか。

○木田政府委員 いま申し上げましたような次第  
でございます。

○有島委員 何人くらいの人たちがやつておる  
か、今度その制度を活用しておる方々がどういう  
ふうになつていつたか、それを私知りたいわけで  
す。それで学部相互の乗り入れというのは今度の  
広島が初めてでございますね。

○木田政府委員 学部相互の乗り入れということ  
ばで適切に言えるかどうかちょっと疑問に思うの  
でございますが、各学部の協力のもとに総合科学  
部も考える、一般教育も考えるとという意味では、  
広島大学が初めて全学的な体制をとつた、こう申  
し上げられるかと思います。

○有島委員 一種の学部の相互乗り入れ、互換制  
であるというふうに認識してもよろしゅうござい

ことをきめられてゐる学生としているものがあると居します。医学部教育なんかですと、これはほとんどマント・ツー・マンでなければならないのだというような慣例があると思いますけれども、学生はどんどん増加するというようなこともある。それから、いろいろな状況でもってそれが変わるには違いないのですけれども、一人の学生について、大学生活の中でもつてこの科目とこの科目だけは確かにマン・ツー・マンないしは一対五くらいの授業といいますか、ということを経験してきたというような手ごたえがどの学生にも与えられるようになることが私は好ましいのではないかと考える。これは医学部であるとか工学部とか特殊なところに行くとそういうことはあるけれども、経済学部、文学部、商業部、そういったところにあつては、大学に行つたというけれどもほどんど高校の延長であつたということでもつて終わってしまう方々もいま大ぜい出ていらっしゃるようになります。それで、大学の設置基準の中に

科と大阪大学の工学研究科あるいは大阪大学の基礎工学研究科との間で大学院単位の互換を認める

○有島委員 一種の学部の相互乗り入れ、互換制であるといふうに認識してもよろしくござい

わつてしまふ人々もいま大ぜい出ていらつしやる  
ようであります。それで、大学の設置基準の中に

入れるかあるいは法律的にどういうふうにするか私はまだちょっとと考えなければいけないと思いますけれども、その受講形態に一つの制限を与えるというか、あるいは受講形態に多様性を与えるというか、そういうことを将来配慮していかないと、この互換制は行き詰まるのではないか、そういったことを今後配慮していただきたいということを——いま大学局長はうなずいていらっしゃいますから、大臣から言つていただきたい。

○奥野国務大臣 よく理解させていただきまし

○有島委員 それから、大学設置基準の問題が出

ましたけれども、大学設置基準には該当しないに

もかかわらず、ある教育機関のようなものが大学

という名前を使うということは禁じられますね。

○木田政府委員 大学でないものが大学という名

称を使うことは禁止をされております。

○有島委員 国連大学というのが出ているわけで

ござりますけれども、あれは大学設置基準に基づ

く大学になるのでしょうか。別なんでしょうか。

○木田政府委員 いわゆる国連大学は国際機関の

設ける大学でございまして、日本国政府の管轄の

外にあるものでございます。

○有島委員 あの国連大学、名前を使ってはいか

ぬとかなんとか、そういうことを言うということ

でもないのですけれども、まぎらわしいといふこ

とがこの前も高橋委員から一般質疑のときにも指

摘があつた。私もそう思ひのです。

それで、では国連大学というのは日本における

大学とはどのように違うのであるか、どの点が同じなのであるか、御説明いただければありがたい

と思います。

○木田政府委員 日本の法令にかかわりのない大

学でございます。

○有島委員 ほんとうはユネスコのほうでもつて

来ていただけるといふと思うのですけれども、国連大学とずっと呼んでいくことが将来とも適切であるということに立つて、国連大学といふものは

これからも少しはつきり、幾つか、こういった点をもう少しあります。ところが御説明できませんか。こういった点と、この点とを聞いておりませんけれども、そういうようなことを聞いております。でもさいますから、わが国でカリフオルニア大学という呼称を使つて、同じような意味で、ユナイテッドネーションズユニバーシティーと申しますか、そういう名称が使われることになりますか。それから考へることになります。

○有島委員 これは宿題にしてもいいのですけれども、日本の国にできるわけです。それで、同じ大学ということばを使うわけですね。それだから、内容的に、設置者が違うから違うのだ、それでいいわけですから、そういうことを私は聞いているわけじゃないのですよ。答えにならないようなことをお答えになるのだったら、これはほんとうに時間のむだだと思いますけれども、内容的にどういうようなことが違うのかということを承りたかった。いま無理ならば、それはユネスコのほうから機会があつたときに答えるべきです。それで、それはみんなあきますよ。

○木田政府委員 現実に国連大学が設けられました段階でいまのような問題は考えられるべきことだと思います。

○有島委員 では、あと一つ、似たような問題な

ども起り得るのか。まだそれはこれから考へることあります。

○木田政府委員 ところであるのでどうならば、それでいいわけだと思いますけれども、どうですか。

○有島委員 大臣、これら博物館についてはどう

いうのは、すでに研究費がいっている博物館です

ね、それは充実していただきたい。それから、ま

だ研究ということはこちらとしてはあまり意識しませんけれども、博物館というのが今度できるだけです。博物館というのは、今まで文化庁の所管の博物館というのがありますね。それで、今度の民族博物館というふうに博物館にしたのは、

展示をするということを大いにやつていただきたいと

いうこと、この前の質疑の中で私も承つております。

それで、文部省でやつてある研究所的な博物館

ですな、これは研究費がどのぐらいくかといふ

ことです。それから、今までのいわゆる博物館はたくさんございました。その所員の方々に聞い

てみると、博物館は、ただ展覧会みたいに人を呼んで見せるところではなくて、そこに資料が集まつていて、そこで研究もしている、ほんとうにわざばかりの研究費でやつてあるのだといふ

度は研究という点についてもと強化させるお考

えがあるのかどうか。それは文部大臣から承つておきましたよ、行き方ですか。

○奥野国務大臣 話しのようだ、博物館法の

用を受ける博物館と、東京国立博物館等のよう

所員というか、あるいは大学というのだから学生になるか知りませんけれども、そういうようなことを起ころうではないかということを聞いております。でもさいますから、わが国でカリフオルニア大学と、同じものであるとすると、いまの日本の大学との互換性ということが起ころうわけだ。そいつたことも起こり得るのか。まだそれはこれから考へることあります。

○有島委員 大臣、これまで考へることあります。それで、外國のカリフオルニア大学と同じものであるとすると、いまの日本の大学との互換性ということが起ころうわけだ。そいつたことを起ころうあるのでどうならば、それでいいわけだと思いますけれども、どうですか。

○木田政府委員 現実に国連大学が設けられました段階でいまのような問題は考えられるべきことだと思います。

○有島委員 では、あと一つ、似たような問題な

ども起り得るのか。まだそれはこれから考へることあります。

○木田政府委員 ところであるのでどうならば、それでいいわけだと思いますけれども、どうですか。

○有島委員 大臣、これら博物館についてはどう

いうのは、すでに研究費がいっている博物館です

ね、それは充実していただきたい。それから、ま

だ研究ということはこちらとしてはあまり意識しませんけれども、博

物館につきまして、もちろん研究の仕事はあ

るわけだと思いますので、そういうところにつきましても、そういう費用ができる限り確保され

ます。それで、文部省でやつてある研究所的な博物館につきまして、その意向を非常に持つてお

いてくださいまして、そういう方向にやはり持つておられた。大臣、もう一度お答えいた

だきたい。

○奥野国務大臣 一般的博物館法の適用を受ける

博物館につきまして、もちろん研究の仕事はあ

るわけだと思いますので、そういうところにつきましても、そういう費用ができる限り確保され

ます。それで、文部省でやつてある研究所的な博物館につきまして、その意向を非常に持つておいてくださいまして、そういう方向にやはり持つておられた。大臣、もう一度お答えいただきたい。

○有島委員 それでは、あと国立大学の参与の問題になりますので、参与の問題は、他の委員の方々も関連でもつてずっとやつております。それで、ちよつと残さしていただきまして、その問題だけは保留して、残余の質問としてはこれで終わ

りたいと思います。

○稻葉委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

二二九 東京大学  
三百五百万円

三千五百万円

同第十六号中正誤

段行 誤

正

四三 いがれに

いずれに

三元 以たよな

似たよな

四五 若干

若干

同第十七号中正誤

段行 誤

正

二末 ものについては、

ものについて

三云 場合ども、

場合でも、

三末 除くほか、

除くほか、

四五 休系

体系

二五 着席

着席